

改正案	現行
<p>（認可申請書の記載事項等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 法第五条第四項に規定する内閣府令・財務省令で定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下この条において「日本工業規格」という。）X六二二三に適合する九ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。</p> <p>4 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式</p> <p>二 ボリニウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式</p> <p>5 第三項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一 申請者の名称</p> <p>二 申請年月日</p> <p>6 （略）</p>	<p>（認可申請書等の記載事項）</p> <p>第六条（略）</p> <p>1・2（略）</p> <p>（新設）</p> <p>3 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>